

# 関西電力株式会社高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について

令和2年1月29日  
原子力規制委員会

関西電力株式会社高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見について、意見募集を実施しました。その結果につきまして、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

## 1. 概要

- 意見募集の期間 : 令和元年12月12日～令和2年1月10日
- 意見募集の方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- 意見募集の対象 : 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)(案)

## 2. お寄せいただいた御意見

- 御意見数 : 1件
  - ※ このほか、審査書案等に対する御意見でないものが1件寄せられました。
- 御意見に対する考え方 : 別紙1のとおり

以上

**関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書**

**(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)に対する御意見への考え方**

**令和二年一月二十九日**

#### IV 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設

| 御意見の概要  | 考え方  |
|---|--|
| <p>➤ 全ての化学物質について、気化するものと仮定して評価を実施すべきではないか。評価を実施しなくても良いなら、その評価方法と除外する旨を審査ガイドに規定すべきである。</p> | <p>➤ 有毒ガス防護については、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないこと等を求めています。有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（以下「影響評価ガイド」という。）では、有毒ガスとは、気体状の有毒化学物質（国際化学物質安全性カード等において、人に対する悪影響が示されている物質）及び有毒化学物質のエアロゾルをいう（有毒化学物質から発生するもの及び他の有毒化学物質等との化学反応によって発生するものを含む。）としており、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質を調査対象として有毒ガス影響評価を行うとしています。また、有毒化学物質の性状、放出形態を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないと説明できる場合は調査対象外とするとしています。このように、全ての化学物質を気化するものと仮定して評価しなくてもよいことは、影響評価ガイドで明確になっています。</p> <p>なお、審査においては、影響評価ガイドを参照し、国際化学物質安全性カード等を踏まえ、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質を特定していること、揮発性が乏しい等の有毒化学物質を調査対象外としていることを確認しています。</p> |